

指定統計に用いられる用語の解説

平成17年国勢調査

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。ただし、学校の学生寮、寄宿舎や下宿屋から通学している学生・生徒、病院の入院患者、船舶の乗組員など、一部については別途定めにより取り扱っている。

また、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む）とその家族及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は調査から除外した。

世帯

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒
- (2) 病院・療養所の入院者
- (3) 社会施設の入所者
- (4) 自衛隊営舎内又は艦船内居住者
- (5) 矯正施設の入所者
- (6) その他（定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など）

年齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢である。なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員

世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。

なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- (1) **親族世帯**…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。
- (2) **非親族世帯**…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。
- (3) **単身世帯**…世帯人員が一人の世帯。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

- (1) **住宅**…一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む）。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。
- (2) **住宅以外**…寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を「主世帯」と「間借り」に区分した。

主世帯とは、「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯。

- (1) 持ち家…居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
 - (2) 公営の借家…その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。
 - (3) 都市機構・公社の借家…その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。
 - (4) 民営の借家…その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。
 - (5) 給与住宅…勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
- 間借り**とは、他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。

延べ面積

延べ面積とは、各居室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。なお、坪単位で記入されたものについては1坪を3.3㎡に換算した。

労働力状態

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という）に「仕事をしたかどうかの別」により、「労働力人口」と「非労働力人口」に区分した。労働力人口とは、就業者と完全失業者を合わせたもの。

- (1) 就業者…調査週間で、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

・勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。

・個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

- (2) 完全失業者…調査週間で、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。

非労働力人口とは、調査週間で、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

- (1) 自市区町村で従業・通学…従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合。

・自宅…従業している場所が、自分の居住する家又は家に付属した店・作業場などである場合。なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員な

どの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

- ・自宅外…自市区町村に従業・通学先がある者で上記の「自宅」以外の場合。
 - (2) 他市区町村で従業・通学…従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合。これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。
 - ・自市内他区…常住地が15大都市にある者で、同一市（都）内の他区に従業地・通学地がある場合。
 - ・県内他市区町村…従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合。
 - ・他県…従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合。
- なお、他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学しに来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

昼間人口と夜間人口

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

例）A市の昼間人口の算出方法

A市の昼間人口＝A市の常住人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

平成18年事業所・企業統計調査

事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- (2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

存続事業所

平成13年事業所・企業統計調査で把握された事業所で、平成18年10月1日にも現存している事業所をいう。

新設事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日（平成13年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいう。

廃業事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいう。

民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定

により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいう。

その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいう。例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分散しているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

平成20年工業統計調査

事業所数（工業事業所）

平成20年12月31日現在、一区画を占めて主として製造又は加工を行っている事業所で、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所と呼ばれているものの数である。

従業者数

従業者とは個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本統計表でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。したがって従業者数は平成20年12月31日現在の個人事業主及び無給家族従業者と常用労働者の合計である。

雇用形態は下記のとおり区分される。

- (1) 個人事業主及び無給家族従業者…業務に従事している個人事業主及び家族で報酬を受けずに常時、就業している者。
- (2) 正社員・正職員等…一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれる者。ただし、他企業へ出向している者を除く。常時勤務している有給の家族従業者及び重役、理事等で常時勤務している有給役員。
- (3) パート・アルバイト等…一般に「パート」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者。
- (4) 出向・派遣受入者…他の企業（親会社などを含む）から受け入れている出向者及び派遣企業からの派遣者（派遣会社からの派遣従業者を含む）。

なお、(2)～(4)について下記に該当する者は常用労働者である。

- ・1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者。
- ・前2か月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者。

現金給与総額

平成20年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当など）及び特別に支払われた給与（期末賞与など）の額と、その他の給与額との合計である。その他の給与額とは、退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

原材料使用額等

平成20年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、

委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

製造品出荷額等

平成20年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計額であり、消費税及び国内消費税を含んだ額である。

平成19年商業統計調査

事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。
- (3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農薬用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど））を販売する事業所。
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。
- (2) 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Qーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- (5) ガソリンスタンド。
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。
- (7) 別経営の事業所。官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店などで他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による

収入額を合計したもので、消費税額を含む。

商品手持額

平成19年3月末日現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫など、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

平成16年サービス業基本調査

収入額（年間）

年間（平成15年4月から平成16年3月までの1年間分）の事業所における全事業からの収入額（「経費総額」及び「給与支給総額」を差し引く前の事業上の収入額（消費税を含む））をいう。ただし、預金、有価証券などから生じた利子・配当収入、借入金、補助金、土地や建物などを売却して得た収入などの事業外の収入額を除く。なお、平成16年調査においては、経営組織が個人及び会社についてのみ調査した。

経費総額（年間）

事業を営むために必要な物品の仕入れに要する費用及び給与支給総額、租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、地代・家賃・その他の賃借料、広告宣伝費、修繕費、損害保険料、消耗品費、減価償却費、福利厚生費、接待交際費など、事業に要した費用の総額をいう。

給与支給総額（年間）

事業所の従業者のうち有給役員を含む雇用者に支払った税込み（所得税、社会保険料などを含む）の賃金・給与の総額をいう。

設備投資額（年間）

耐用年数1年以上で取得価格が10万円以上の建物及び設備機器の購入に要した費用の総額をいう。ただし、土地の購入費や土地の改良整備費などは除く。

平成16年全国消費実態調査

世帯及び世帯主

この調査では、世帯を二人以上の世帯と単身世帯とに分けている。この両者を合わせたものを総世帯という。二人以上の世帯とは、同居及び生計を共にしている二人以上の人の集まりをいう。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人をいう。

全世界帯、勤労者世帯、勤労者以外の世帯

この調査では、世帯を勤労者世帯と勤労者以外の世帯とに分けている。この両者を合わせたものを全世界帯という。勤労者世帯とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに雇用されている世帯をいい、勤労者以外の世帯とは、勤労者世帯を除いた世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社・団体の役員である世帯は、勤労者以外の世帯とする。

集計世帯数、世帯数分布（抽出率調整）、1万分比

集計世帯数とは、実際に集計に用いた世帯数のことをいい、世帯数分布（抽出率調整）とは、抽出率（調査市区町村ごとに異なる）の逆数に比例した調整係数を集計世帯数に乗じて得た世帯数である。なお、家計収支の結果の集計においては、集計世帯ごとに調査月数を調整して集計した。1万分比とは、世帯数分布（抽出率調整）の合計を10,000とした世帯数分布をいう。

収入と支出

収入は、勤め先収入や事業収入、内職収入、財産収入、社会保障給付など実質的に資産の増加となる収入を集めた「実収入」、預貯金引出、有価証券売却などの資産の減少、あるいは借入金、月賦など負債の増加となる収入を集めた「実収入以外の収入」及び月初めの手持ち現金残高である「繰入金」に分類される。支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの支出を集めた「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という）、預貯金、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となる支出を集めた「実支出以外の支出」及び月末の手持ち現金残高である「繰越金」に分類される。

財・サービス区分

財・サービス区分は、消費支出を品目分類の結果により商品とサービスに再分類して集計したものである。商品については、さらに、

購入した品物が家計におけるストックの要素を持つものなのか、フローの要素を持つものなのかにより、耐久財、半耐久財及び非耐久財の3区分に分類している。なお、この分類の消費支出には、「こづかい(使途不明)」、「贈与金」、「他の交際費(つきあい費、負担費)」及び「仕送り金」は含まれていない。

持ち家の帰属家賃

持ち家の帰属家賃とは、実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅(持ち家住宅)についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、それを一般市場価格で評価したものである。

貯蓄・負債現在高

貯蓄現在高及び負債現在高は、平成16年11月末日現在で、「年収・貯蓄等調査票」により調査した結果に基づいている。「年収・貯蓄等調査票」を提出した世帯のうち、家計簿を提出しなかった世帯は集計から除外した。

平成15年住宅・土地統計調査

住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画(コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう)された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

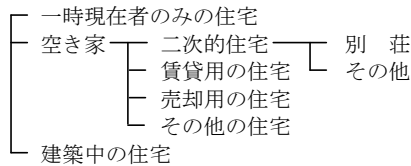
- (1) 一つ以上の居住室
- (2) 専用の炊事用流し(台所)
- (3) 専用のトイレ
- (4) 専用の出入口

共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

(屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口)

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

居住世帯のない住宅



一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅。

空き家

(1) 二次的住宅

別荘…週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅。

その他…ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。

(2) 賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。

(3) 売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。

(4) その他の住宅

上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの)。なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していても、「空き家」とした。また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住する一般の住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

- (1) 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計をともにしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」
- (2) 学校の寄宿舎などのように、生計をともにしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」
- (3) 生計をともにしない単身者を長期にわたって下宿させる「下宿屋」
- (4) 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」
- (5) 社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時急急に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、ふだん住んでいるということ、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

住宅の延べ面積

各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使っている部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

平成18年社会生活基本調査

1. 個人属性に関する事項

有業者

ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。なお、家族従業者は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者とした。

無業者

有業者以外の人。

2. 1日の生活時間に関する事項

行動の種類

1日の行動を20種類に分類し、大きく三つの活動にまとめ、睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の各人が自由に使える時間における活動を「3次活動」とした。

行動者率

$$\frac{\text{行動者数(調査日に当該行動をした人の数)}}{\text{人口}} \times 100 (\%)$$

平成19年就業構造基本調査

有業者

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(平成19年10月1日)以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者。なお、家族の人が自家営業(個人経営の商店、工場や農家など)に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

無業者

ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者。

継続就業希望者

現在持っている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者。

追加就業希望者

現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者。

転職希望者

現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者。

就業休止希望者

現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者。